

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		ひとり親家庭等医療費の返還
根拠条例・規則名		さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則
条 項		(条例)第7条、11条、12条 (規則)第18条
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 保険年金課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	既にひとり親家庭等医療費の支給を受けた場合であって、以下のいずれかの要件に該当したとき。 (1)医療給付の事由が第三者行為による場合で、受給資格者が同一の事由につき当該第三者等から損害賠償を受けたとき。 (2)偽りその他不正の手段により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けたとき。 (3)過分の支給を受けていたとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		